

**八戸市健康福祉審議会**  
**平成26年度 第1回 社会福祉部会**

日 時 平成26年6月30日（月）13時30分  
場 所 八戸市庁本館 3階 第三委員会室

次 第

1. 開会

2. 新任委員紹介

3. 部会長あいさつ

4. 議事

災害時要援護者避難支援プランの改訂について・・・資料

5. 閉会

# 八戸市災害時要援護者避難支援プラン

- 1) 基本方針
- 2) 対象者の考え方
- 3) 要援護者情報の収集・共有の方法
- 4) 避難支援体制（市の各部局や関係機関の役割分担等）
- 5) 避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達方法
- 6) 避難誘導の手段・経路
- 7) 避難所における支援対策
- 8) 安否確認体制の整備
- 9) 要援護者避難訓練の実施
- 10) 様式類（別紙）

平成 22 年 3 月策定  
平成 26 年 6 月改訂

## 1) 基本方針

### ①計画策定の背景と目的

当市における過去の大きな災害のほとんどは地震であり、しばしば大きな被害をもたらしてきた。昭和43年に発生した「十勝沖地震」による災害では、死者19名、重軽傷者305名、平成6年に発生した「三陸はるか沖地震」による災害では、死者2名、重軽傷者680名の人的被害がそれぞれ報告されている。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、当市のみならず、太平洋沿岸部の各地で甚大な被害をもたらした、多くの命が失われた。

こうした近年の大災害においては、自力で避難することが困難な高齢者や、避難に時間を要する障がい者など、いわゆる「災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）」の被災が目立っていることから、各種警報・洪水予報などの災害情報を伝達する体制や、要援護者の避難行動を支援する体制を、あらかじめ整えておくことが重要である。

本市では、地震や津波等の災害発生時における要援護者の避難支援を適切に行うため、平常時から要援護者の情報を把握するとともに、災害情報を確実に伝達する体制の整備、及び避難行動の支援体制を確立することを目的として、「八戸市災害時要援護者避難支援プラン」（以下「本プラン」という。）を作成する。

### ②計画の位置づけ

本プランは、平成26年4月に施行された改正後の「災害対策基本法」、同法の改正を受けて国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、及び「八戸市防災計画」に基づく、要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものである。

### ③自助・共助・公助の考え方

本プランに基づく取組みを遂行するにあたっては、自らの身を自ら守る「自助」と、地域や近隣の住民が助け合う「共助」の視点を重視し、行政機関等による「公助」との連携による、実効性の高い支援体制の構築を目指す。

## 2) 対象者の考え方

本プランの対象となる要援護者は、以下の要件に該当する者とする。

### ①A登録（要避難支援）

身体的に単独での避難が困難、又は災害情報を正確に取得し、避難の要否を判断することが困難で、必ず第三者の支援が必要。

#### 【対象要件】

下記のいずれかに該当し、生活の実態が自宅にあって、単身世帯（日中独居を含む）の者、または高齢者や障がい者のみの世帯に属する者をいう。

- ・ 要介護度 3～5
- ・ 身体障がい者手帳 1～3級（内部障がいのみで、単独避難が可能な者を除く）
- ・ 知的障がい者手帳 愛護手帳（療育手帳）A
- ・ その他、上記と同様の状態にある者（難病認定を受けているなど）

### ②B登録（要情報伝達）

自力での避難は可能だが、避難行動に時間を要するため、早めの情報提供が必要。

#### 【対象要件】

下記のいずれかに該当し、生活の実態が自宅にあって、A登録（要避難支援）に該当しない者（家族や保護者と同居など）をいう。

- ・ 要介護度 3～5
- ・ 身体障がい者手帳 1～3級（内部障がいのみで、単独避難が可能な者を除く）
- ・ 知的障がい者手帳 愛護手帳（療育手帳）A
- ・ その他、上記と同様の状態にある者（難病認定を受けているなど）

## 補 足

健康な一人暮らし高齢者など、要援護者に該当しないものの災害時の対応に何らかの配慮が必要な者については「要配慮者」として捉え、関係各課が必要に応じて情報を整備し、災害時の対応に活かすものとする。

### 3) 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時における要援護者の避難誘導や安否確認等を的確に行うため、平常時から要援護者に関する以下の情報を把握し、その情報をもとに「災害時要援護者名簿」を作成する。また、作成した名簿を支援関係者に提供することで、地域の実情にあった適切な支援体制の構築につなげる。

#### ①名簿に記載する個人情報

要援護者の名簿に記載する情報（収集する情報）は、以下のとおりとする。

名簿に記載する情報	A登録	B登録
個人の基本情報（氏名、住所、生年月日、連絡先など）	◎	◎
避難支援を必要とする理由（登録区分）	◎	◎
緊急時の連絡先	◎	◎
世帯人数	◎	◎
医療情報（携行医薬品等）	○	
介護情報（利用している事業所名）	○	
避難支援者（氏名、住所、連絡先）	◎	
本人が決めている避難場所	◎	
留意事項（情報伝達の注意点、歩行能力など）	◎	

◎…民生委員等に提供、○…市のみが把握（必要に応じて提供）

#### ②個人情報の把握方法

次に掲げる方式により、要援護者情報の把握に努める。

##### < I 関係機関共有方式 >

防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している要援護者に関する情報について、関係部局で共有し、災害時の支援活動に活用する。各情報の把握については、以下のとおり行う。

なお、把握した情報は、災害対策基本法第49条の十一、及び八戸市個人情報保護条例第9条第2項の規定に基づき利用するものとする。

- ・ 要介護者の情報については、要介護認定情報等により把握する。
- ・ 障がい者の情報については、障がい者手帳台帳の情報等により把握する。
- ・ 一人暮らし高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳の情報により把握する。
- ・ その他、支援に関係する情報は、必要に応じて民生委員、及び自主防災組織等の関係団体からの情報提供により把握する。

## ＜Ⅱ 手上げ方式＞

本プランの対象者のうち、災害時の避難支援が必要で、平常時から市の福祉部局・防災部局のほか、消防機関、警察、民生委員、自主防災組織・町内会等の避難支援関係者に、自身の個人情報を開示することについて同意する者は、登録申請書に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。なお、当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

また、市は、広報紙やホームページ等を利用して、災害時要援護者名簿への登録を呼びかける。

## ＜Ⅲ 同意方式＞

民生委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、災害時要援護者名簿への登録を直接働きかける。登録に際しては、避難支援等関係者に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

### ③情報を提供する避難支援関係者

市が作成した災害時要援護者名簿を、以下の支援関係者に提供する。なお、提供する際は、市との協定締結や誓約書の提出等により、個人情報を適切かつ厳重に管理する義務を課すものとする。

- (ア) 消防本部、各分遣署、及び消防団
- (イ) 警察
- (ウ) 民生委員、八戸市民生委員児童委員協議会
- (エ) 八戸市社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) 町内会・自治会
- (キ) 福祉関係事業者
- (ク) その他避難行動支援に市長が必要と認める者

※(オ)(カ)(キ)(ク)については、市と協力して避難支援に取り組む意志のある団体に限る。

### ④情報の更新方法

災害時に適切な避難支援を行うため、収集した情報に変更が生じた場合や、要援護者本人等からの変更の届出があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て情報を収集し、更新を行う。

### ⑤情報の管理

収集した情報を電子データで保管する場合は、パスワード等を使用して閲覧を制限し、紙媒体で保管する場合は、施錠可能な保管庫で管理するなど、外部への漏洩等が発生することのないよう、厳重に管理する。ただし、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来たさないように留意する。

## 4) 避難支援体制（市の各部局や関係機関等の役割分担等）

### ①市の役割

平常時は、福祉関係部局と消防・防災関係部局が連携して避難支援体制の整備を図る。  
災害時は、災害対策本部の「福祉班」「保健班」が主体となって支援を行う。

#### 【主な業務】

平常時：災害時要援護者名簿の提供、個別の避難支援プランの策定支援、災害時要援護者名簿の更新、防災訓練の計画・実施、広報 など

災害時：避難準備情報等の伝達、避難誘導支援、安否確認・避難状況の把握、避難所の避難所班等との連携・情報共有 など

### ②避難支援関係者の役割

災害発生後、個々の要援護者（A登録）を支援する近所の避難支援者は、可能な限り自身が対応する要援護者の自宅を訪問して、避難行動を直接支援するものとする。

また、居宅介護支援事業所等の協力（サービス利用者の避難支援など）を得られる場合は、当該事業所等との連携を密にし、円滑な避難支援の体制を整える。

B登録の要援護者については、民生委員、ほのぼの交流協力員、町内会等が連携して自宅を訪問し、声掛けを行う。

### ③個別の避難支援プラン

個々の要援護者に適した具体的な避難支援の方法については、民生委員や自主防災組織・町内会等といった、実際に避難支援に携わる支援関係者が中心となり、要援護者本人やその家族、あるいは避難支援者と、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合って決定する。

また、避難支援者を選定する際は、要援護者に対し、「支援は避難支援者の任意の協力により行われるもの」であることや、「避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合がある」ことについて、十分に周知することとする。

## 5) 避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達方法

災害発生後、津波注意報や警報、その他各種警報が発表され、市が避難準備情報、避難勧告、避難指示などを発令した場合は、国から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえつつ、市の地域防災計画及び災害時初動体制マニュアルで定める基準に沿った以下の方法で、要援護者への情報伝達を行う。

### ■警戒配備段階

震度4の地震発生、又は津波注意報や大雨・洪水等の各種警報の発表に伴う避難勧告の発令があるなど、相当の被害が予想される状況により、市が「警戒配備」の体制をとる段階になった場合は、以下により情報伝達を行う。

#### ①伝達の方針

警戒配備段階における災害関係情報は、災害の規模や、被害が予想される区域の範囲等によって広く認知されない可能性があることから、市は、被害が予想される区域に居住する要援護者全員（A・Bの登録区分を問わない）のほか、必要に応じて避難支援者や地域の支援関係者に対して、避難情報等を伝達する。

#### ②伝達の方法

情報の伝達は、地域防災計画で定める方法（防災行政無線、ほっとスルメールなど）のほか、災害対策本部の「福祉班」が中心となって、電話連絡や、障がい者担当課による障がい者へのファックス・斉送信サービス等により行う。

### ■非常配備段階

震度5以上の地震発生、津波・大津波警報の発表、各種警報の発表下で台風通過の可能性大、又は災害が広域・相当規模に発生する可能性大（特別警報の発表含む）といった状況により、市が「非常配備」の体制をとる段階になった場合は、以下により情報伝達を行う。

#### ①伝達の方針

非常配備段階においては、災害に関する情報が、報道や市の広報活動を通じて市民に広く周知されることから、過去の災害経験を踏まえて策定した本プランが重視する「共助」の体制の中で、避難支援者や地域の支援関係者が、可能な限り要援護者への避難情報等の伝達にあたる。

#### ②伝達の方法

A登録の要援護者については、避難支援者がテレビやラジオ、あるいは防災行政無線を通じて災害情報を把握し、要援護者の自宅を訪問して情報伝達と避難支援を行う。

B登録の要援護者については、民生委員や自主防災組織・町内会等の支援関係者の間で情報を共有し、要援護者の自宅訪問、又は電話連絡により情報を伝達する。

【参考：職員配備の基準（八戸市地域防災計画から抜粋）】

■地震・津波の場合

配備区分	配備時期	対応の内容
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4の地震発生</li> <li>津波注意報の発表</li> </ul>	防災担当課が災害に関する情報を把握し関係課に伝達するとともに、関係課はそれぞれ警戒態勢を整える。
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	<u>非常配備1</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱、強の地震発生</li> <li>津波警報の発表</li> </ul>	防災担当課、関係各課が情報の収集、伝達に努め、防災計画で定める災害応急対策を実施する。災害対策本部が設置された場合は、所定の分担事務に従って災害応急対策を実施する。
	<u>非常配備2</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度6弱以上の地震発生</li> <li>大津波警報の発表</li> </ul>	全職員が参集し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。

■風水害等の場合

配備区分	配備時期	対応の内容
1号配備（警戒配備） 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、洪水、高潮、大雪、暴風雪、土砂災害警戒情報の発表</li> </ul>	防災担当課が気象情報を把握し関係課に伝達するとともに、関係課はそれぞれ警戒態勢を整える。
2号配備（非常配備） 全庁をあげて対処する態勢	<u>非常配備1</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種警報の発表下で台風通過の可能性が高く、甚大な被害が予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災担当課、関係各課が情報の収集、伝達に努め、防災計画で定める災害応急対策を実施する。</li> <li>災害対策本部が設置された場合は、所定の分担事務に従って災害応急対策を実施する。</li> </ul>
	<u>非常配備2</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が広域、または相当規模で発生した場合</li> <li>特別警報の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員が参集し情報の収集、伝達に努め、防災計画で定める災害応急対策を実施する。</li> <li>災害対策本部が設置された場合は、所定の分担事務に従って災害応急対策を実施する。</li> </ul>

## 6) 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあり、避難準備情報等が発令された場合は、地域の支援関係者が連携し、災害時要援護者名簿や個別の避難支援プランに基づき、避難誘導を行う。

平常時は、要援護者自身またはその家族が避難支援者と協力しあって、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の設定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難や搬送形態を考慮した避難経路を優先的に設定するなど、安全な避難行動支援に努めるものとする。

## 7) 避難所における支援対策

### ①避難所内の環境整備

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に避難所での生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設するなど、環境の整備を行う。これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応策を講じておくこととする。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する情報の伝達については、特段の配慮を講じるものとする。

### ②心身の健康管理

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害対策本部に設置する「保健班」と「避難所班」が中心になり、町内会等組織や福祉関係者、あるいは避難支援者の協力を得て、要援護者用の相談窓口を設けるよう努める。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理のため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、関係職員による生活支援を必要に応じて実施する。

要援護者の状況によって、一般避難所から福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、あるいは病院への搬送等が必要になった場合は、速やかに手続きを行う。

### ③福祉避難所の指定

一般避難所での生活が困難で、特別な支援を要する要援護者が安心して避難生活を送れるよう、関係施設の管理者と事前に協定を締結し、あらかじめ福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存福祉施設等を活用することとする。

また、一般避難所から福祉避難所への移送については、職員による要援護者抽出チームが個別に聞き取りを行い、移送が必要な要援護者の状況等を把握した上で判断する。

## 8) 安否確認体制の整備

### ① 平常時の体制

平常時は、民生委員、自主防災組織・町内会等の地域の支援者が連携して緩やかに要援護者を見守り、要援護者の所在や生活状況の変化などの情報を、市の要援護者支援担当課に必要な応じて提供する。

### ② 災害時の体制

災害発生後の要援護者の安否確認は、消防団、民生委員、自主防災組織・町内会等の地域の支援者が連携し、避難所での調査などを通じて可能な範囲で行い、市の要援護者支援担当課に報告する。

## 9) 要援護者避難訓練の実施

自主防災組織や町内会等が中心となって、個別の避難支援プランの作成や地域独自の避難訓練の実施などにより、地域住民同士の協力関係を深め、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要援護者本人、避難支援者の積極的な参加を促し、避難準備情報等の伝達方法の確認や、具体的な避難支援方策の検証、避難経路上の障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上を図る。

また、毎年実施している「八戸市総合防災訓練」などの訓練において、要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行う。

## 10) 様式類（別紙）

- ・ 八戸市災害時要援護者名簿 登録申請書（A登録用）
- ・ 八戸市災害時要援護者名簿 登録申請書（B登録用）
- ・ 八戸市災害時要援護者名簿 登録情報変更届（A・B兼用）

## 補 足

本プランに定めのない項目については、市で策定済みの次の計画、又はマニュアルに沿って運用するものとする。

- (1) 八戸市地域防災計画
- (2) 災害時初動体制マニュアル
- (3) 八戸市福祉避難所運営マニュアル
- (4) 津波避難所における要援護者抽出チーム員行動マニュアル
- (5) 八戸市災害時要援護者行動マニュアル

# 八戸市災害時要援護者名簿 登録申請書

## A 登録用

「要介護や障がいの状態が重く、一人暮らし等のため、災害時の避難に必ず誰かの支援が必要な方」は、この帳票にご記入ください。

■申請書の代筆 ※申請者本人から代筆を依頼された方は、こちらをお書きください。

氏名	⑩	住所	申請者との続柄
----	---	----	---------

### 基本情報

平成 年 月 日

私は、災害時要援護者支援事業の趣旨を理解し、名簿登録を申請します。また、私に関する以下の情報が、市の関係部署や消防機関、警察署、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会、その他の支援関係者に提供されることに同意します。

(フリガナ) 申請者氏名	⑩	男 ・ 女	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日 ( 歳)
住所	〒 - 八戸市			
自宅電話	( )	携帯電話	— —	
FAX番号	( )	世帯人数	人	

### 登録区分

※該当する項目を○で囲んでください。

要介護度	3 ・ 4 ・ 5 (利用中の居宅介護支援事業所)	生活状況	1. 一人暮らし 2. 家族や保護者と同居だが、 日中は一人になりがち 3. 高齢者や障がい者のみ世帯
身体障がい	1級 ・ 2級 ・ 3級 視覚 ・ 聴覚 ・ 平衡 ・ 言語 上肢 ・ 下肢 ・ 体幹 ・ 内部		
知的障がい	愛護手帳 (療育手帳) A		
その他	※上記以外の状況にある場合は、内容を出来るだけ詳しくお書きください。		

裏面も記入してください

※事務局記入欄 (こちらは記入不要です。)

※受付印

地区名	町内名	※受付印
民生委員	管轄消防団 分団 班	

### 緊急時の連絡先

※電話①が最優先の連絡先になります。

1	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
2	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)

### 避難支援者

※本人の了承を得た上で、1名以上の記入をお願いします。

1	氏名		電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
	(あなたとの関係性) 家族・親族 / 近所の知人・友人 / その他 ( )			
2	氏名		電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
	(あなたとの関係性) 家族・親族 / 近所の知人・友人 / その他 ( )			

### 避難支援プラン

※避難時の行動について、出来るだけ詳しく記入してください。

必ず携行するもの	医薬品	名称			
		用途			
	医療機器				
	補装具等				
配慮してほしい事	情報伝達時				
	避難誘導時				
	避難後				
避難する場所	近隣の施設等	施設名			
	親族・知人宅	住所	電話	続柄	

# 八戸市災害時要援護者名簿 登録申請書

**B 登録用**

家族や保護者等と同居であるものの、要介護や障がいの状態により避難に時間がかかるため、早めの情報提供が必要な方は、この帳票にご記入ください。

■申請書の代筆 ※申請者本人から代筆を依頼された方は、こちらをお書きください。

氏名	⑩	住所	申請者との続柄
----	---	----	---------

## 基本情報

平成 年 月 日

私は、災害時要援護者支援事業の趣旨を理解し、名簿登録を申請します。また、私に関する以下の情報が、市の関係部署や消防機関、警察署、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会、その他の支援関係者に提供されることに同意します。

(フリガナ) 申請者氏名	⑩	男 ・ 女	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日 ( 歳)
住所	〒 - 八戸市			
自宅電話	( )	携帯電話	- -	
FAX番号	( )	世帯人数	人	

## 登録区分

※該当する項目を○で囲んでください。

要介護度	3 ・ 4 ・ 5	生活状況	1. 家族や保護者と同居 2. 友人・知人等と同居
身体障がい	1級 ・ 2級 ・ 3級 視覚 ・ 聴覚 ・ 平衡 ・ 言語 上肢 ・ 下肢 ・ 体幹 ・ 内部		
知的障がい	愛護手帳（療育手帳） A		
その他	※上記以外の状況にある場合は、内容を出来るだけ詳しくお書きください。		

## 緊急時の連絡先

※電話①が最優先の連絡先になります。

1	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
2	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)

※事務局記入欄（こちらは記入不要です。）

※受付印

地区名	町内名	
民生委員	管轄消防団	分団 班

# 八戸市災害時要援護者名簿 登録情報変更届

A・B兼用

■変更届の代筆 ※申請者本人から代筆を依頼された方は、こちらをお書きください。

氏名	住所	申請者との続柄
----	----	---------

変更内容	1. 登録情報の変更 ※以下、変更になった箇所のみ記入してください。 2. 登録区分の変更 (A登録⇔B登録) 3. 登録の解除 (理由: )
------	---

登録者氏名	(カナ氏名)
-------	--------

基本情報の変更	A・B共通	平成 年 月 日	
住所	〒 - 八戸市		
自宅電話	( )	携帯電話	- -
FAX番号	( )	世帯人数	人

登録区分の変更	A・B共通	※該当する項目を○で囲んでください。
A登録に変更 ・ B登録に変更		
要介護度	3 ・ 4 ・ 5 (利用中の居宅介護支援事業所)	■ A登録の要件 1. 一人暮らし 2. 日中独居 3. 高齢者や障がい者のみ世帯 ■ B登録の要件 1. 家族や保護者と同居 2. 友人・知人等同居
身体障がい	1級 ・ 2級 ・ 3級 視覚 ・ 聴覚 ・ 平衡 ・ 言語 上肢 ・ 下肢 ・ 体幹 ・ 内部	
知的障がい	療育手帳 A	
その他	※上記以外の状況にある場合は、内容を出来るだけ詳しくお書きください。	

緊急時連絡先の変更	A・B共通			
1	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
2	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)

裏面あり (A登録関係のみ)

避難支援者の変更

A登録のみ

1	氏名		電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
	(避難支援者との関係性) 家族・親族 / 近所の知人・友人 / 民生委員 / その他 ( )			
2	氏名		電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
	(避難支援者との関係性) 家族・親族 / 近所の知人・友人 / 民生委員 / その他 ( )			

避難行動計画

A登録のみ

必ず携行するもの	医薬品	用途		
		名称		
	医療機器			
	補装具等			
	その他			
配慮してほしいこと	情報伝達時			
	避難誘導時			
	避難後			
避難する場所	近隣の施設等	施設名		
	親族・知人宅	住所		
		電話	続柄	

※事務局記入欄（こちらは記入不要です。）

※受付印

地区名		町内名	
民生委員		管轄消防団	

# 八戸市災害時要援護者名簿 登録申請書

A 登録用

「要介護や障がいの状態が重く、一人暮らし等のため、災害時の避難に必ず誰かの支援が必要な方」は、この帳票にご記入ください。

■申請書の代筆 ※申請者本人から代筆を依頼された方は、こちらをお書きください。

氏名	⑩	住所	申請者との続柄
----	---	----	---------

## 基本情報

平成 年 月 日

私は、災害時要援護者支援事業の趣旨を理解し、名簿登録を申請します。また、私に関する以下の情報が、市の関係部署や消防機関、警察署、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会、その他の支援関係者に提供されることに同意します。

(フリガナ) 申請者氏名	ハチノヘ タロウ 八戸 太郎 ⑩	⑩男 ・ 女	生年月日	大正 ・ ⑩昭和 ・ 平成 19年 8月 8日 ( 70 歳)
住所	〒031 - 8686 八戸市 内丸一丁目1-1			
自宅電話	0178 ( 43 ) 2111	携帯電話	090 — 0000 — ××××	
FAX番号	( )	世帯人数	1 人	

## 登録区分

※該当する項目を○で囲んでください。

要介護度	③ ・ 4 ・ 5 (利用中の居宅介護支援事業所) 〇〇居宅ケアサービス	生活状況	① 一人暮らし  2. 家族や保護者と同居だが、日中は一人になりがち  3. 高齢者や障がい者のみ世帯
身体障がい	1級 ・ ②級 ・ 3級 視覚 ・ 聴覚 ・ 平衡 ・ 言語 上肢 ・ ②下肢 ・ ②体幹 ・ 内部		
知的障がい	愛護手帳 (療育手帳) A		
その他	※上記以外の状況にある場合は、内容を出来るだけ詳しくお書きください。		

裏面も記入してください

※事務局記入欄 (こちらは記入不要です。)

※受付印

地区名	町内名	
民生委員	管轄消防団	分団 班

**緊急時の連絡先**

※電話①が最優先の連絡先になります。

1	氏名	八戸 次郎	続柄	弟	電話①	43-xxxx (自宅・携帯・勤務先)
	住所	八戸市〇〇三丁目1-1			電話②	090-0000-++++ (自宅・携帯・勤務先)
2	氏名		続柄		電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所				電話②	(自宅・携帯・勤務先)

**避難支援者**

※本人の了承を得た上で、1名以上の記入をお願いします。

1	氏名	民生 太郎	電話①	43-xxxx (自宅・携帯・勤務先)
	住所	八戸市内丸一丁目1-x	電話②	(自宅・携帯・勤務先)
	(あなたとの関係性) 家族・親族 / <u>近所の知人・友人</u> / その他 ( )			
2	氏名		電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)
	(あなたとの関係性) 家族・親族 / 近所の知人・友人 / その他 ( )			

**避難支援プラン**

※避難時の行動について、出来るだけ詳しく記入してください。

必ず携行するもの	医薬品	名称	インスリン			
		用途	糖尿病の治療のため			
	医療機器					
	補装具等	車イス				
配慮してほしい事	その他					
	情報伝達時	耳が聞こえにくいので、大きな声で伝えてほしい。				
	避難誘導時					
避難する場所	避難後					
	近隣の施設等	施設名				
	親族・知人宅	住所	八戸市〇〇三丁目1-1			
		電話	43-xxxx	続柄	弟	

# 八戸市災害時要援護者名簿 登録申請書

B 登録用

家族や保護者等と同居であるものの、要介護や障がいの状態により避難に時間がかかるため、早めの情報提供が必要な方は、この帳票にご記入ください。

■申請書の代筆 ※申請者本人から代筆を依頼された方は、こちらをお書きください。

氏名	⑩	住所	申請者との続柄
----	---	----	---------

## 基本情報

平成 年 月 日

私は、災害時要援護者支援事業の趣旨を理解し、名簿登録を申請します。また、私に関する以下の情報が、市の関係部署や消防機関、警察署、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会、その他の支援関係者に提供されることに同意します。

(フリガナ) 申請者氏名	ハチノヘ ハナコ 八戸 花子 ⑩	男 ・ ⑩女	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 14年 8月 8日 ( 75 歳)
住所	〒031 - 8686 八戸市 内丸一丁目1-1			
自宅電話	0178 ( 43 ) 2111	携帯電話	090 — 0000 — ××××	
FAX番号	( )	世帯人数	5 人	

## 登録区分

※該当する項目を○で囲んでください。

要介護度	3 ・ ④ ・ 5	生活状況	① 家族や保護者と同居 2. 友人・知人等と同居
身体障がい	①級 ・ 2級 ・ 3級 視覚 ・ 聴覚 ・ 平衡 ・ 言語 上肢 ・ ⑩下肢 ・ 体幹 ・ 内部		
知的障がい	愛護手帳 (療育手帳) A		
その他	※上記以外の状況にある場合は、内容を出来るだけ詳しくお書きください。		

## 緊急時の連絡先

※電話①が最優先の連絡先になります。

1	氏名	八戸 三郎 続柄 兄	電話①	43-×××× ⑩自宅・携帯・勤務先
	住所	八戸市〇〇二丁目1-1	電話②	(自宅・携帯・勤務先)
2	氏名	続柄	電話①	(自宅・携帯・勤務先)
	住所		電話②	(自宅・携帯・勤務先)

※事務局記入欄 (こちらは記入不要です。)

※受付印

地区名	町内名	
民生委員	管轄消防団	分団 班